

# 【食事食材提供団体 交付申請書 記載例】

「様式 2 号」

申請団体内で文書番号がない場合は記載不要	番 年 月 日
提出日を記載してください	

農林水産省農産局長 殿

団体名及び代表者名を記載	〇〇子ども食堂 役職 〇〇 〇〇
無償交付に〇を付けてください	

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付申請書 (無償交付・有償交付)

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 1 の (1) の規定に基づき、学校等、食事食材提供団体及びフードバンクにおいて政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、別紙 2 の「政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて」に同意するとともに、(注 1) 政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを申請した用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

- 記
- |                                |
|--------------------------------|
| ・申請数量は、30kg の倍数の数量、上限 600kg です |
| ・食事提供(子ども食堂)のみの場合は上限 120kg です  |
| ・申請は精米に限ります                    |
- 1 交付申請数量 **精米 600 キログラム**

## 2 添付書類

### (1) 無償交付申請

- ①用途（様式 2 号一別紙 1）
- ②学校等における備蓄制度の理解促進を図るための項目（「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画
- ③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号一別紙 2）
- ④食事食材提供団体における食育用として使用する場合には、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号一別紙 4-①）
- ⑤フードバンクにおける食育用として使用する場合には、交付申請数量が直接提供団体に提供するために必要とする数量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号一別紙 4-②）
- ⑥学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等（以下「教育委員会等」と総称する。）が、当該申請校について、当該年度における米飯給食実施回数を前年度（前回の交付年度における米飯給食実施回数）が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数）よりも増加させる見込みであり、

かつ、当該申請校における交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙5）

- ⑦調理実習等学習教材用、試食会用として使用しようとする場合には、当該交付申請校において、調理実習等学習教材用は米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることについて教育委員会等が、あらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙6）

(2) 有償交付申請

- ①申請数量根拠（様式2号－別紙3）

②学校等ごとの備蓄制度の理解促進を図るための項目（「学校給食等用として使用する米粉パン等に政府備蓄米が使用されていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画

③教育委員会等が、当該申請校について、交付年度の前年度に、交付申請数量が要領第4の1の(1)に基づき政府備蓄米の交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の範囲内であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙7）

- (注) 1. 食事食材提供団体及びフードバンクにあっては、下線部分を記載する。  
2. 地方自治法第252条17の2に規定する特例を受けている市町村にあっては、その特例を受ける条例の写しを併せて添付する。

## 食事食材提供団体政府備蓄米使用計画書

### 1. 食事食材提供団体に関する事項

<p>① 団体の名称及び団体の長の氏名 ※「様式 2 号」の申請者名と同じ名称を記入してください。 ※ 2 交付要領第 7 の 1 の (6) に基づき、活動する地域ごとに申請を行う場合は、団体の名称の後に地域名を括弧書きしてください。</p>	<p>団体の名称  〇〇こども食堂</p>	<p>これまでの交付決定の有・無</p>	<p>有・無 <b>有</b></p>
<p>② 団体の所在地、電話番号等</p>	<p>団体の長の氏名  〇〇 〇〇</p>	<p>申請団体番号 (〇〇〇〇〇〇〇〇)</p>	
<p>③ 配送先住所、電話番号等  ※ 交付決定後は変更できません。</p>	<p>〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所： 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号  建物名・部屋番号、宛名等： 〇〇マンション 〇〇号室 TEL： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 担当： △△ △△ (※ 配送時の緊急連絡先 (担当者及び電話番号) を記載)</p>	<p>初めての申請の場合は、記載は不要です。</p>	
<p>④ 団体種別 ※ いずれか一つに ✓ を入れてください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 同上 (② と同じ)</p> <p>〒 住所：  建物名・部屋番号、宛名等： TEL： 担当： (※ 配送時の緊急連絡先 (担当者及び電話番号) を記載)</p>	<p>団体の所在地の住所に配送を希望する場合は、「<input type="checkbox"/> 同上 (② と同じ)」にチェック ✓ を入れてください。② 以外への配送を希望する場合は、記載してください。</p>	
<p>⑤ 事務担当者の連絡先 ※ 書類審査、交付決定の連絡を行うため、問い合わせ可能な連絡先を記入してください。</p>	<p>事務担当者名： ◇◇ ◇◇◇◇  TEL： 〇〇〇-〇〇〇〇-◇◇◇◇◇◇  メールアドレス： 〇〇〇_〇〇@△△.xx.jp</p>		

(注) 1. 「③ 配送先住所、電話番号等」の欄については、「② 団体の所在地、電話番号等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。

2. 申請団体番号の欄については、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式 3 号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください。

3. 交付された政府備蓄米の使用が終了してから 1 年以上報告が行われなかった場合は、新規の交付申請を受け付けることができない場合があります。

2. 食事食材提供団体において、政府備蓄米を使用する計画を作成してください。

※「食事提供」とは、ごはんとして提供する場合、「食材提供」とは米穀を食用に炊飯又は加工せず精米のまま食材として配付する場合があります。

①子ども（0～18歳）等の1人あたりに使用する数量  (参考) ・子ども1人の1食当たりの精米数量（65～110g）	②開催1回当たりに提供する子ども等の人数	③提供の回数  子どもの保護者・同行者や食堂のスタッフ等の人数も加えることができます。	④数量 (①×②×③)  (注) 申請数量は、30kg（配送単位）の倍数として上限は600kgとする。  申請可能数量は、30kgの倍数の数量です。
【食事提供分】  100 g 65～110gの範囲	60 人	20 回	(注) 食事提供分の数量は120kgまでに限る。 食事提供分の上限は120kgになります。 精米 120 kg
【食材提供分】  5kg以下 2 kg	60 人	4 回	精米 480 kg
子どもと食事をともにする同居者等の人数も加えることができます。			【申請数量（食事提供分と食材提供分の合計）】 精米 600 kg
<p>⑤開催場所及び提供期間</p> <p>1 食事提供又は食材提供の開催場所及びその所在地： (例 ○○公民館 ○○県○○市○○町○○番地 建物名) ※複数の場合は代表的な場所を記載してください。 食事提供：○○市○○公民館 ○○県○○市○○町○○番地 食材提供：○○市○○公民館 ○○県○○市○○町○○番地</p> <p>2 提供期間： (例 ○年○月～○月) 令和8年4月～令和8年7月</p>			

- (注) 1. ①の欄は、【食事提供分】は子ども等1人の1食当たりの数量（原則65～110gの範囲の数値）、【食材提供分】は子ども等の1人あたりに配付する数量（5kg以下の数値）を記入してください。
2. ②の欄は、政府備蓄米の提供予定の子ども等の実数を記入してください。
3. ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米の提供予定回数（開催予定回数）を記入してください。
4. ④の欄は、食事提供分と食材提供分でそれぞれ計算し、合計して申請数量として30kg単位の数量を記入してください。
5. ⑤の欄は、食事提供又は食材提供を行うそれぞれ実際の開催場所、提供期間を記入してください。

食事提供・食材提供の両方を計画している場合は、両方の案内が必要です。

3. 添付資料として、以下の資料を必ず提出してください。

(1) 活動の状況が分かるもの	① 食事提供や食材提供の開催についての案内	直近の食事提供や食材提供の開催を周知しているチラシ、SNS、ホームページ、ポスター、広報誌等を提出してください。
	② 食育の取組内容が分かるもの	食事提供や食材提供する際、食育の取組として使用する「ごはん食の魅力を伝える」、「ごはんの重要性」などごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレットなどを提出してください。
(2) 誓約書 ※省略不可	様式2号-別紙4-1-①	内容をよくご確認いただき、提出してください。なお、署名は不要です。
	(別添) 食事食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書	申告事項をよく確認し、該当する箇所にチェックをして提出してください。

(注) 2回目以降の申請の場合、変更がなければ(1)の添付資料は省略することができます。ただし、変更がある場合は再度提出してください(開催案内については、開催日付などの軽微な変更であれば再度の提出は不要です)。

誓約書(自己申告書)は、省略せずに添付をお願いします。

4. 公的機関等との関わり

(※初めて申請する場合にのみ記載してください。)

<p>行政機関、社会福祉協議会等（*）からの支援、連携等の内容</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 食事提供、食材提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。 (例：開催周知、食材調達、人材確保など)</p> <p><input type="checkbox"/> 市区町村等の子ども食堂ネットワークに加入している又は子ども食堂マップ等に記載されている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 子育て家庭への支援活動に関する委託事業又は補助事業を実施している（申請時現在、既に受託し、現在実施している事業の名称を記載してください。）。 事業名： <b>(例) 令和7年度〇〇市子ども食堂運営補助金</b></p>
<p>※該当する箇所に✓を入れてください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> その他（内容を具体的に記載） <b>(例) 上記に当てはまらない場合、どのような支援・連携を受けているか、分かりやすく記載してください。</b></p>
<p>※上記に記載した関わりのある公的機関等の名称、担当部署名、連絡先 <b>(例) 〇〇市役所 〇〇支援課〇〇係 〇〇〇-〇〇〇-△△△△ 担当〇〇 △△社会福祉協議会 △△課 △△△-△△△-×××× 担当△△</b></p>	

「様式 2 号－別紙 4－1－①」

農林水産省農産局長 殿

内容をよくご確認ください、提出してください。（提出いただくことで、誓約されたこととなります。）署名は不要です。

誓約書

（食事食材提供団体における食育用）

私は、下記の事項を誓約します。

この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

1. 食事食材提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用し、他の用途には使用しないこと
2. 当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米の品質等に問題がないかを確認し、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省に連絡すること
3. 別添の自己申告書の内容に相違ないこと
4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 の 1 に基づく調査を行う場合若しくは同要領第 11 の 1 に基づく報告を求めた場合又は第三者機関が同要領第 11 の 2 に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

(別添)

## 食事食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書

内容をご確認いただき、現在行っている活動を踏まえ、該当する項目にチェック✓して提出してください。

申告事項	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1. 以下の(a)又は(b)に該当する団体である。 (a) 地域のボランティアが子どもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体 (b) こどものいる家庭のうち食材の提供を希望する家庭に直接、食材を提供する取組を行う団体	<input checked="" type="checkbox"/>
2. 食事食材提供団体が政府備蓄米を調理し、提供できる。(弁当を配付する場合を含む。)又は、食材配付を行うことができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 参加したこども等にごはん食の重要性などについて伝える食育の取組を行うことができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
4. 食事食材提供団体における衛生管理について、厚生労働省が示す衛生管理のポイント等に基づき、しっかり取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 政府備蓄米について、食事食材提供団体における食育用以外の用途に使用しない。	<input checked="" type="checkbox"/>
6. 政府備蓄米について、これを貸付け又は転売若しくは転売を目的とする者への譲渡を行わない。	<input checked="" type="checkbox"/>
7. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	<input checked="" type="checkbox"/>
8. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	<input checked="" type="checkbox"/>
9. 食事食材提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	<input checked="" type="checkbox"/>
※過去に政府備蓄米の無償交付を受けており、まだ使用が終わっていないが第7の1の(5)の規定により新たな交付申請を行う場合にチェックすること。	<input type="checkbox"/>
10. 使用を終えていない政府備蓄米については、おおむね2か月以内に全量の使用を終えることができる。	<input type="checkbox"/>

使用予定報告書を提出する場合は、✓を入れてください。